

令和 3 年（2021 年）6 月 7 日

## 本市職員の再逮捕について

本日、本市職員 1 名が彦根警察署に「再逮捕」された件についてお知らせします。

なお、当該職員は、令和 3 年 5 月 17 日付け「本市職員の逮捕について」（本市職員 1 名の生活保護費横領容疑による逮捕）で公表した事案にて、令和 3 年 6 月 4 日に大津地方検察庁から起訴されたことに伴い、地方公務員法第 28 条第 2 項第 2 号の規定により同日 6 月 4 日付で当該職員を起訴休職処分としましたので、あわせてお知らせします。

（市長コメント）

本市の職員が起訴および再逮捕されたことについて、大変遺憾に感じております。

また、このような事案が発生したことについて、市民の皆様に心からお詫び申し上げます。

今後、このような事態を二度と起こさぬよう、事実関係の確認および原因究明を行い、職員の綱紀粛正に努めるとともに、法令遵守の再徹底を図り、再発の防止に取り組んでまいります。

彦根市長 和田 裕行

### 記

#### 1 再逮捕の罪名

業務上横領の容疑（今回で 2 件目の事案）

※1 件目の事案は令和 3 年 5 月 17 日付け公表内容を参照ください。

#### 2 2 件目の事案の概要について

彦根警察署からの発表資料（令和 3 年 6 月 7 日付け）においては、

##### 逮捕事実の概要

「被疑者は、彦根市福祉保健部社会福祉課副主査として、生活保護法に関する事務に従事していたものであるが、令和 2 年 9 月 18 日頃、彦根市福祉事務所において、被保護者 B さんに交付すべき生活保護費として業務上預かり保管中の現金約 5 万 2,000 円を、着服して横領したもの。」

##### 逮捕に至る経緯

「彦根市役所からの届出を受理し、所要の捜査を行った結果、被疑者の犯行が明らかになったため、本日、通常逮捕したもの。」

と示されているところです。

なお、この B さんは、令和 3 年 5 月 17 日付け公表内容の A さんと別の方です。

当該職員は、当時、福祉保健部社会福祉課の生活保護のケースワーカーであった副主査、45 歳、男性職員です。（社会福祉課在籍期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの 1 年 6 か月。）

事件の概要は、令和 2 年 9 月 18 日頃、生活保護のケースワーカーであった当該職員

が、当課で保管中の、担当していた生活保護受給者に支給すべき生活保護費 52,302 円を着服し、横領した疑いです。

### 3 逮捕された職員について(令和 3 年 5 月 17 日付け公表内容と同じ職員です。)

氏名	村中 実 (むらなか みのる)
性別	男性
年齢	45 歳
採用年月日	平成 11 年 4 月 1 日
所属	市民環境部生活環境課
	平成 31 年 4 月 1 日 福祉保健部社会福祉課
	令和 2 年 10 月 1 日 現所属
職名	副主査
住所	滋賀県近江八幡市西本郷町

### 4 本事案(2 件目)の経緯について

令和 2 年 10 月 15 日、生活保護受給者 B さんが生活相談のため来所されました。当該職員は令和 2 年 10 月 1 日付の人事異動により他課へ異動していたため、後任の職員が対応したところ、B さんに支給すべき保護費が支給されていないとの話になりました。現金支給簿には受領印が押印されていましたが、現金支給簿への押印については記憶していないとの申出があったものです。

このことについて調査を行った結果、当該職員と B さんとの申し出について相違が生じましたが、一方で現金支給簿に B さんの受領印が押印されていたことから、これ以上の事実確認が難しい事案と判断し、1 件目の事案とあわせて彦根警察署へ相談を行っておりました。こうしたなか、令和 3 年 5 月 17 日に当該職員が逮捕となり、その後に本事案に関する疑義が高まったことから、あらためて令和 3 年 6 月 2 日付けで本事案の告訴状(2 件目)の提出に至ったものです。

なお、B さんについては、保護費が支給されるまでの間、生活状況の確認を行うとともに、横領された金額と同額の支出処理を令和 3 年 2 月 1 日に行い、あわせて支給が遅れたことについて謝罪を行ったところです。

### 5 他の疑わしき事案の有無について

他の疑わしき事案の有無については、現在警察により捜査中の内容となりますことから、コメントについては差し控えさせて頂きます。

### 6 不祥事発生の原因および再発防止策について

本不祥事については、管理監督者の果たすべき役割が不十分であったこと、また、組織としてのチェック体制が万全ではなかったこと等が原因であったものと認識しています。

保護費を現金支給するに当たっては、これまでからも組織としてマニュアルを作成し対応してきましたが、今回の件を受け、令和 2 年 11 月からは、保護費の管理方法やチェック体制を強化した内容にマニュアルを改定し、再発防止に取り組んでいます。

生活保護業務に関し、職員の逮捕を含む、重大な不祥事を起こし、市民の皆様の当市行政に対する信頼を大きく失墜させてしまったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。今後このようなことが二度と起こらないよう、組織全体でマニュアルの遵守はも

とより、綱紀の肅正および規律の確保に努めるとともに、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

彦根市総務部人事課(彦根市元町4番2号)

担当：人事課 浅原、野島

TEL：0749-30-6106（直通）、FAX：0749-22-1398